

第36号議案

神戸市立博物館条例の一部を改正する条例の件

神戸市立博物館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立博物館条例の一部を改正する条例

神戸市立博物館条例（昭和57年3月条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第1条に掲げる」を「第1条の」に改める。

第4条を次のように改める。

（観覧料等）

第4条 博物館の入館料は、無料とする。

2 博物館において開催される展示を観覧しようとする者は、次の各号に掲げる展示の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の観覧料を納付しなければならない。

(1) コレクション展 別表に定める額

(2) 特別展 2,000円の範囲内において教育委員会が定める額

3 教育委員会は、博物館で開催される展示の観覧について、定期券その他の教育委員会規則で定める特別利用券を発行することができる。

4 前項の特別利用券の料金は、4,000円の範囲内において教育委員会規則で定める額とする。

5 第2項の観覧料（前項の料金を含む。次条、第6条、第7条、第10条及び第13条第1項第3号において同じ。）を納付しなければ立ち入ることができない区域は、教育委員会規則で定める。

第5条の見出し中「入館料」を「観覧料」に改め、同条中「入館料」を「観覧料」に改め、「（前条第4項の料金を含む。次条、第7条及び第12条第1項第3号において同じ。）」を削る。

第6条（見出しを含む。）及び第7条（見出しを含む。）中「入館料」を「観覧料」に改める。

第 8 条の見出しを「(資料の特別利用)」に改める。

第 13 条を第 14 条とする。

第 12 条第 1 項第 3 号中「入館料」を「観覧料」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

- 3 指定管理者に第 1 項の業務を行わせている場合における第 6 条、第 8 条、第 9 条及び第 10 条の規定の適用については、第 6 条中「教育委員会は」とあるのは「第 13 条第 1 項に規定する指定管理者は」と、第 8 条中「教育委員会の」とあるのは「第 13 条第 1 項に規定する指定管理者の」と、第 9 条第 1 項中「教育委員会は」とあるのは「第 13 条第 1 項に規定する指定管理者は」と、同条第 4 項第 2 号及び第 5 項並びに第 10 条中「教育委員会」とあるのは「第 13 条第 1 項に規定する指定管理者」とする。

第 12 条を第 13 条とし、第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とする。

第 9 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条各号列記以外の部分中「入館」の次に「(観覧料を納付しなければ立ち入ることができない区域への立入りを含む。第 3 号において同じ。)」を加え、同条を第 10 条とする。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(施設の特別利用)

第 9 条 教育委員会は、第 1 条の目的を達成するために必要があると認めるとき(教育委員会規則で定める特別の理由があるときに限る。)は、教育委員会規則で定めるところにより、博物館の一部の施設の使用を許可することができる。

2 前項の許可の対象となる施設については、教育委員会規則で定める。

3 第 1 項の許可に係る施設の使用料は、無料とする。

4 次に掲げる費用は、第 1 項の許可を受けた者の負担とする。

(1) 第 1 項の許可に基づく使用に伴う電気、ガス、水道及び下水道(次項において「電気等」という。)の使用料

(2) 教育委員会が前号に掲げる費用に準ずるものであると認める費用

5 前項各号に掲げる費用について、電気等の設備を共同して使用することその他の事情により各使用者が使用した電気等の量が把握できないため、第 1 項の許可を受けた者の負担とすべき費用の額が分からないときは、同項の許可を受

けた者は、教育委員会が定めた基準により算定した金額を、前項各号に掲げる費用として負担するものとする。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	観覧料（1人1日につき）	
	個人利用	団体利用 （30人以上）
大学生	150円	120円
一般	300円	240円

備考

- 1 この表において「大学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等専門学校若しくは大学に在学する学生（高等専門学校にあっては、4年生及び5年生に限る。）又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 この表において「一般」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校若しくは大学に在学する児童、生徒若しくは学生又はこれらに準ずる者及び同法第1条に規定する小学校に就学するまでの者以外の者をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年11月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の神戸市立博物館条例（以下「新条例」という。）の規定を施行するために必要な特別利用券の発行、観覧料の徴収、施設の使用の許可その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

理 由

神戸市立博物館について入館料を無料とし，及び観覧料を新たに設ける等に当たり，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市立博物館条例 ぬきがき

(現 行)

(事業)

第3条 博物館は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1)～(6) 略

(入館料等)

第4条 常設展の入館料は、別表に定めるとおりとする。

2 特別展の入館料は、2,000円の範囲内で教育委員会が定める。

3 教育委員会は、博物館の入館について、定期券その他の教育委員会規則で定める特別利用券を発行することができる。

4 前項の特別利用券の料金は、4,000円の範囲内で教育委員会規則で定める額とする。

(入館料の納付)

第5条 入館料（前条第4項の料金を含む。次条、第7条及び第12条第1項第3号において同じ。）は、前納しなければならない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

(____は、改正部分を示す。)

(改 正 案)

第1条の

(観覧料等)

第4条 博物館の入館料は、無料とする。

2 博物館において開催される展示を観覧しようとする者は、次の各号に掲げる展示の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の観覧料を納付しなければならない。

(1) コレクション展 別表に定める額

(2) 特別展 2,000円の範囲内において教育委員会が定める額

3 教育委員会は、博物館で開催される展示の観覧について、定期券その他の教育委員会規則で定める特別利用券を発行することができる。

4 前項の特別利用券の料金は、4,000円の範囲内において教育委員会規則で定める額とする。

5 第2項の観覧料（前項の料金を含む。次条、第6条、第7条、第10条及び第13条第1項第3号において同じ。）を納付しなければ立ち入ることができない区域は、教育委員会規則で定める。

観覧料

観覧料

(入館料の減免)

第6条 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。

(入館料の返還)

第7条 既納の入館料は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(特別利用)

第8条 略

観覧料

観覧料

観覧料

観覧料

(資料の特別利用)

(施設の特別利用)

第9条 教育委員会は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるとき（教育委員会規則で定める特別の理由があるときに限る。）は、教育委員会規則で定めるところにより、博物館の一部の施設の使用を許可することができる。

2 前項の許可の対象となる施設については、教育委員会規則で定める。

3 第1項の許可に係る施設の使用料は、無料とする。

4 次に掲げる費用は、第1項の許可を受けた者の負担とする。

(1) 第1項の許可に基づく使用に伴う電気、ガス、水道及び下水道（次項において「電気等」という。）の使用料

(2) 教育委員会が前号に掲げる費用に準ずるものであると認める費用

5 前項各号に掲げる費用について、電気等の設備を共同して使用することその他の事情により各使用者が使用した電気等の量が把握できないため、第1項の許可を受けた者の負担とすべき費用の額が分からないときは、同項の許可を受

(入館の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号の一に該当する者に対して、入館

_____を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

(1)～(3) 略

(損害の賠償等)

第10条 略

(博物館協議会)

第11条 略

(指定管理者の指定等)

第12条 教育委員会は、次に掲げる博物館の管理に関する業務を博物館の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1), (2) 略

(3) 入館料の徴収、減額、免除及び返還に関する業務

(4), (5) 略

2 略

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条、第8条及び第9条の規定の適用については、第6条中「教育委員会は」とあるのは「第12条第1項に規定する指定管理者は」と、第8条中「教育委員会の」とあるのは「第12条第1項に規定する指定管理者の」と、第9条中「教育委員会」とあるのは「第12条第

けた者は、教育委員会が定めた基準により算定した金額を、前項各号に掲げる費用として負担するものとする。

第10条

いずれかに

(観覧料を納付しなければ立ち入ることができない区域への立入りを含む。

第3号において同じ。)

第11条

第12条

第13条

観覧料

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条、第8条、第9条及び第10条の規定の適用については、第6条中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第8条中「教育委員会の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者の」と、第9条第1項中「教育委員会は」とあ

1項に規定する指定管理者」とする。

(施行細目の委任)

第13条 略

別表 (第4条関係)

区分	入館料 (1人1回につき)	
	個人利用	団体利用 (30人以上)
小学生・ 中学生	円 100	円 70
高校生・ 大学生	150	120
一般	200	160

るのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、同条第4項第2号及び第5項並びに第10条中「教育委員会」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

第14条

	観覧料 (1人1日につき)	
_____	—	—
_____	150円	120円
	300円	240円

備考

- 1 この表において「大学生」とは、学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する高等専門学校若しくは大学に在学する学生 (高等専門学校にあっては、4年生及び5年生に限る。)又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 この表において「一般」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校若しくは大学に在学する児童、生徒若しくは学生又はこれらに準ずる者及び同法第1条に規定する小学校に就学するまでの者以外の者をいう。